

## 平成 3 1 年 2 月 農業委員会定例会議事録

日時	平成 3 1 年 2 月 2 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分～	
場所	さぬき市役所 3 階 3 0 2 会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第 1	諸報告	
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 号～ 5 号)
日程第 3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第 6 号～ 1 3 号)
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 4 号～ 1 5 号)
日程第 5	農地法第 5 条に基づく事業計画変更の申請審議について	(会長提出議案第 1 6 号)
日程第 6	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 7 号～ 1 9 号)
日程第 7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 2 0 号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第 1 号)
日程第 8	農業振興地域整備計画の答申について	(会長提出議案第 2 1 号～ 4 4 号)
日程第 9	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	8 岡村義弘 9 小川義洋 16 藤澤 明	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 松村昌憲副主幹	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）	<p>皆さんこんにちは。ご案内を申しあげました平成31年2月農業委員会定例会の定刻が参りましたので開会致します。</p> <p>今日は暖かく早春の気候が感じられるこの頃となりましたが、皆さんお体いかがでしょうか。日頃、農業委員会活動にご尽力いただきまして誠に有難うございます。さて、昨年12月に開催しました全国農業会議所の新聞業務部長をお招きした研修会において、農地利用の最適化を果たすためには情報提供の役割がますます重要となつてまいりました。改めて皆さんも感じられていることと思います。そこで、総会時の目標である1委員2部以上の農業新聞の申込みをお願いしておりますが、皆さん出来ましたでしょうか。まだの方は早急をお願い致します。さて、3月13日、14日に農家相談が開催されますので、併せてご協力の程お願い申し上げます。今後も、今まで以上に農業委員、推進委員のご協力のもと体にはくれぐれも気を付けていただきまして、毎日の業務に励んでいただきたいと思います。最後になりましたが、本日の議題であります各案件につきましては、円滑なご審議いただけますようご協力の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、本日提案いたしました各案件につきましては、事前に各地区で現地確認し、調査いただいているものと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の出席は18名中15名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。</p> <p>では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは10番神野委員さん、11番佐藤委員さん、よろしくお願ひします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。</p>
事務局	<p>使用貸借終了農地返還通知について、6件の利用権について経営規模の縮小、高齢化、耕作不便地等の理由による中途解約について報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号までを議題とし一括上程いたします。なお、今月の議案で第3号、第4号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、第2号は、経営規模の拡大、議案第5号は後継者への一括贈与の申請であり、3件ともに経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p> <p>●●地区の代表委員から報告をお願いします。</p>

蓮井セツ子委員	7名で現地を確認し問題ないのではないかとということでございますのでご審議の程よろしくお願いいたします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
佐藤恭一委員	申請人は、前月4条で農地の無断転用の是正をしており、今回親からの贈与という申請で農地を守る意味からも地区としては認めることいたしましたのでよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号、第2号、第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号、第2号、第5号につきましてお諮りします。議案第1号、第2号、第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号、第2号、第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号、第4号の審議に入ります。
議長（会長）	それでは、●●委員の退席を求めます。  (●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第3号は後継者への部分贈与、議案第4号は後継者への一括贈与の申請であり、ともに農地法第3条許可の要件を満たしていると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終了しました。 なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	親からの生前贈与、生前一括贈与でありますので問題なからうかと思われまのでよろしくお願いいたします。

議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第3号、第4号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。</p>
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第3号、第4号につきましてお諮りします。</p> <p>議案第3号、第4号について異議ありませんか。</p>
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号、第4号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	<p>退席されている●●委員の着席を認めます。</p> <p>（●●委員 入場）</p>
議長（会長）	<p>日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号から第13号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で第7号が●●委員の関係する議案となり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の非農地証明願いの案件全体では8件あり、面積にして10,966㎡、20筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。</p> <p>議案第6号は、農機具等の保管場所のための倉庫として利用していたもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第8号は、昭和62年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第9号は、平成8年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第10号は、昭和60年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林、原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第11号は、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第12号は、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第13号は、農機具等の保管場所のための倉庫として利用していたもの</p>

で、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区、●●の  
関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。  
●●地区の代表委員から報告をお願いします。

楠豊委員 内容については事務局の説明のとおりであり、現地確認時も、トラクター、コ  
ンバインなどがあり問題ないだろうという判断ですのでよろしくご審議をお  
願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

芳竹和政委員 4議案ともすべて写真のとおりであり、農地に復元するのは不可能と考えられ  
ますので、地区としては認めることといたしました。ご審議のほどよろしくお  
願いいたします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 18日に現地調査を実施しました。12号については写真のとおりでございま  
して止むを得ないと考えています。13号は農業用機械であるトラクターが保  
管されており問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

議長（会長） それでは各地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第6号及び第8号から第13号までにつきまして質疑等がありましたら  
発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号及び第8号から第13号までにつきましてお諮りしま  
す。  
議案第6号及び第8号から第13号についてご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号及び第8号から第13号までを原案のとおり認めること  
と致します。

議長（会長） 続きまして、●●委員の関係する議案第7号の審議に入りますので、●●委員  
の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長 (会長) それでは、事務局から説明を求めます。  
事務局 議案第7号は、昭和60年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長 (会長) 事務局からの説明が終了致しました。  
なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

稲田俊美委員 17日現地確認を行い、事務局の説明のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (会長) 地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第7号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長 (会長) それでは、議案第7号につきましてお諮りします。  
議案第7号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長 (会長) それでは、議案第7号を原案のとおり認めることと致します。  
退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 入場)

議長 (会長) 日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号及び第15号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の第4号案件は2件あり、面積にして1,569㎡、2筆です。それでは、個別案件の説明を致します。  
議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。一部無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。  
議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地がありません。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣

接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。

蓮井セツ子委員 事務局の説明どおり、一部無断転用がありその是正でありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

佐藤恭一委員 昭和60年頃に基盤整備が行われ、生活道路が区域に取込まれたりしています。申請地は、地形上宅地に接続して残地ができ、その部分を無断で転用したものであります。今回その是正を行うもので、止むを得ないと考えますのでご審議の程よろしく願いいたします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号、第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ご意見ございませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号、第15号につきましてお諮りします。議案第14号、第15号についてご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号、第15号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長（会長） 日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第16号を議題とし上程いたします。では、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の第5条に基づく事業計画変更の案件は1件で、面積にして9,174㎡、8筆です。それでは、案件の説明を致します。  
議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。変更前の転用工期は、平成26年8月20日から平成30年12月30日です。変更後の転用工期は、平成26年8月20日から平成31年12月30日です。転用工期を変更するものです。申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

	<p>なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p>
十河道夫委員	<p>22棟の内20棟は完成しており、残り2棟についても工事が始まっています。少し遅くなりましたが問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。 議案第16号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。</p>
全委員	<p>「質疑なし。」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第16号につきましてお諮りします。 議案第16号について異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし。」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは議案第16号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。</p>
議長（会長）	<p>日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第17号から第19号を議題とし一括上程致します。 なお、今月の議案で第18号第19号が●●委員の関係する議案になり除斥対象議案になりますので、後で、別審議と致します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の第5条案件は3件であり、面積にして2,423㎡、4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●で、権利は所有権移転売買で無断転用。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p>
芳竹和政委員	<p>事務局の説明のとおり倉庫が建築されており止むを得ないと思われま。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。</p>



議案第17号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

松岡浩二委員 先ほど、非農地証明願が本案件申請地の手前にありましたが、非農地証明をした土地は山林に地目変更をし、宅地化というのはできないのですか。

事務局 非農地証明願の申請地については、山林化しているということで地目を山林に変更することは可能ですが、その後の地目変更については、登記官が現況をみて地目の認定をすることになりますので、現況が山林のままで地目を宅地、雑種地等に変更することはないと考えられます。

議長（会長） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。  
それでは、議案第17号につきましてお諮りします。議案第17号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第17号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。

議長（会長） 続きまして、●●委員の関係議案である議案第18号、第19号の審議に入ります。それでは、佐藤委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） では、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第18号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は所有権移転売買です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。  
議案第19号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は所有権移転売買です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。

芳竹和政委員 第18号議案、第19号議案の申請地は隣り合わせで何も作っていない状態であり

	ますので転用も止むを得ないかと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第18号、第19号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第18号、第19号につきましてお諮りします。議案第18号、第19号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第18号、第19号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。退席されている●●委員の着席を認めます。
	（●●委員 入場）
議長（会長）	日程第7 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第20号を上程致します。なお今月の議案で整理番号32番が●●委員、34番が●●委員、43番から45番が●●の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の8ページから13ページをお開きください。●●委員、●●委員、●●の関係議案を除いて41件です。個人が20件、法人が3件、中間管理機構が18件の合計41件となっております。41件のうち新規が24件、再設定が17件でございます。41件のうち、賃借権が6件、使用貸借権が35件でございます。賃借権の内訳としまして、物納が3件、現金3,000円が1件、5,000円が1件、8,000円が1件となっております。期間については、10年が1件、7年10ヶ月が1件、6年が21件、5年が14件、3年が3件、2年8ヶ月が1件となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑はありませんか。なお、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。
上野壽雄委員	●●さんと●●さんの計画がないのですがどうなっているのですか。
事務局	書類の提出が締切日を過ぎていましたので、3月定例会の案件となります。
議長（会長）	ほかに質疑はありませんか。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第20号について、整理番号32番、34番、43番から45番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。 続きまして、●●委員、●●委員、●●の関係議案である整理番号32番、34番、43番から45番の審議に入りますので議事進行を職務代理にお願いします。
会長職務代理者	それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます  (●●委員、●●委員、●●委員 退席)
会長職務代理者	では、整理番号32番、34番、43番から45番について事務局からの説明を求めます。
事務局	議案5件で、新規が3件、更新が2件となっています。使用貸借権が4件、賃借権で5,000円が1件、期間については、10年が1件、3年が4件となっています。以上です。
会長職務代理者	説明が終わりました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
会長職務代理者	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
会長職務代理者	それでは、原案のとおり承認いたします。退席されている●●委員、●●委員、●●委員の着席を認めます。  (●●委員、●●委員、●●委員 入場)
会長職務代理者	議事進行を会長にお願いいたします。
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでし

ようか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」の承認を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 農用地利用配分計画83件について説明します。貸付先は個人が10件、法人が73件です。設定する権利等については83件すべて使用貸借権です。期間は5年11ヶ月が77件、7年9か月が6件、利用内容は水稻、麦等となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。

議長（会長） 日程第8 農業振興地域整備計画変更の答申について会長提出議案第21号から第44号を議題とし一括上程致します。なお、議案第31号が●●委員、の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページから17ページです。農用地区域からの除外案件は全体で、24件27,061㎡、38筆です。  
会長提出議案第21号は除外後の用途は●●●●●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。  
会長提出議案第22号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり、旧●●町です。  
会長提出議案第23号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり、旧●●町です。  
会長提出議案第24号は除外後の用途は●●●●●●で、第1種農地です。旧●●町です。  
会長提出議案第25号は除外後の用途は●●●●●●で、第3種農地です。旧●●町です。  
会長提出議案第26号は除外後の用途は●●●●●●で、第3種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第27号は除外後の用途は●●●●で、第3種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第28号は除外後の用途は●●●●で、第3種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第29号は除外後の用途は●●●●で、第3種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第30号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。併せ利用地が有り無断転用です。旧●●町です。

会長提出議案第32号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地で無断転用です。旧●●町です。

会長提出議案第33号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。併せ利用地があり無断転用です。旧●●町です。

会長提出議案第34号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地で併せ利用地があります。旧●●町です。

会長提出議案第35号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第36号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第37号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地で併せ利用地があり無断転用です。旧●●町です。

会長提出議案第38号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第39号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第40号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第41号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第42号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地で併せ利用地があり無断転用です。旧●●町です。

会長提出議案第43号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

会長提出議案第44号は除外後の用途は●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので各代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

楠豊委員

地区委員会としては現地を確認し、各同意もあることから問題はないだろうと

ということになりましたのでご報告いたします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

蓮井セツ子委員 22号、23号についても許可相当の判断でございますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

稲田俊美委員 申請者は第1種農地しか所有していないので、●●●●であることから止むを得ないとの判断です。ご審議の程よろしくお願いいたします

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

芳竹和政委員 第25号から第29号については、●●支所の北側で遊休農地もあります。また、第30号、第32号は無断転用の是正であり止むを得ないかと思えます。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

十河道夫委員 第33号から第44号のうち、問題なのは第34号であります。併せ利用地の所有者の農地に無断転用があります。本申請の農振除外については問題ないが、除外後の農地転用については、併せ利用地の所有者の無断転用を解消していただければいけないと考えています。また、第44号の案件についても、現在のところ問題はないと考えていますが、農振除外・転用許可後の工事については注視していきたいと考えています。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第31号を除く議案第21号から第44号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第31号を除く議案第21号から第44号までにつましてお諮りします。議案第31号を除く議案第21号から第44号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第31号を除く議案第21号から第44号までについて原案のとおり認めることといたします。  
続きまして、●●委員の関係議案である議案第31号の審議に入ります。それ

では●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長 (会長) 事務局から説明を求めます。

事務局 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第31号は除外後の用途は●●●●●●●●で、第2種農地です。旧●●町です。

議長 (会長) 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

芳竹和政委員 山際の遊休農地であり止むを得ないと考えております。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 (会長) 地区代表委員の報告が終わりました。議案第31号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長 (会長) それでは、議案第31号につきまして、お諮りします。議案第31号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) それでは、議案第31号について原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 入場)

議長 (会長) 本日上程の議案については以上ですが、日程第9その他です。

事務局 農家相談予定表周知  
四国新聞記事紹介「県農協が体験農園」  
農地転用及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正をする法律のチラシ配布  
次回の定例会周知

議長 (会長) 以上をもちまして、平成31年2月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

(14時57分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・14名　　反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　10番

署名委員　　11番